

高槻市クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）募集要項

1 趣旨

熱中症による健康被害を防ぐことを目的に、「熱中症特別警戒情報」発表時に開放する気候変動適応法第 21 条に基づく「指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）」を募集するために必要な事項を定める。

2 実施内容

クーリングシェルターに指定された施設は、次の内容を実施するものとする。

- （１）冷房設備を適切に管理・運用し、開放する部分での快適な室温を保つこと
- （２）高槻市を含む区域に熱中症特別警戒情報が発表された際に、公表される開放可能日等において、市民等が暑さをしのぐための場所を開放すること
- （３）クーリングシェルターとして公表する場所の受入可能人数を、確実に受け入れられるよう準備すること

3 応募要件

市内に所在する施設で、次の要件を満たす施設とする。

- （１）適切に維持管理されている冷房設備を有すること
- （２）高槻市を含む区域に特別警戒情報が発表された際、市民等に開放することができること（休館日等除く）
- （３）市民等の滞在のために開放する部分について、利用者一人一人が適度な距離で過ごせる空間を確保すること
- （４）椅子などが設置されており、長時間滞在可能な空間を確保できること
- （５）開放する部分について、無料で利用可能であること
- （６）自由に出入り可能である施設であること
- （７）市と気候変動適応法第 21 条第 4 項に基づく協定を締結し、施設の名称・所在地・開放可能日時・受入可能人数の公表に同意できること

4 クーリングシェルター運用期間

熱中症特別警戒情報発表期間とする。

5 募集期間

随時受付とする。

6 応募方法

以下の様式に必要事項を記入の上、「8 応募先及び問い合わせ先」に提出すること。

- (1) クーリングシェルター指定届出書
- (2) 暴力団排除に関する誓約書

7 応募後の流れ

- (1) 応募内容の確認・審査
- (2) 市と施設管理責任者で協定内容の協議
- (3) 協定の締結
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
- (5) クーリングシェルター運用開始

8 応募先及び問い合わせ先

住 所：〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
宛 名：高槻市 市民生活環境部 環境政策課
電話番号：072-674-7486

9 その他

- (1) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されないことがあります。また、指定された後も、市が不相当と認める場合は、指定を取り消すことがあります。
- (2) 飲料や塩飴などの熱中症対策物品について、市からの配布や補助は行いません。ただし、各施設でご準備いただいた物品を配布することを妨げるものではありません。